

川越市上下水道局土木工事共通仕様書

第1章 共通編

(趣旨)

第1条 この共通仕様書は、川越市建設工事標準請負契約約款、埼玉県土木工事共通仕様書等に定めるもののほか、請負工事(以下「工事」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この共通仕様書は、川越市上下水道局(以下「発注者」という。)が、発注する土木工事に適用する。

(監督員の職務と権限)

第3条 工事監督員の職務と権限は、川越市建設工事標準請負契約約款、川越市工事監督要綱によるものとする。

(施工計画書の省略)

第4条 受注者は、埼玉県土木工事共通仕様書に定める工事のほか、請負代金額500万円未満の工事について、監督員と協議の上、施工計画書の記載内容の一部を省略することができる。

(建設副産物)

第5条 受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)等に基づき、以下の対象工事について、工事着手前に「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム等(コブリス・プラス)で作成し、施工計画書に含め各1部を発注者に提出しなければならない。

また、工事完成後速やかに計画の実施状況(実績)について、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム等(コブリス・プラス)により作成し、各1部を発注者に提出するとともに記録を保存しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画・再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(1) 再生資源利用計画書(実施書)の作成対象工事

(以下のいずれかに該当する工事)

- ① 500 m³以上の土砂を搬入する工事
- ② 500t以上の砕石(再生材を含む。)を搬入する工事
- ③ 200t以上の加熱アスファルト混合物(再生アスファルト混合物を含む。)を搬入する工事

④ 請負代金額100万円以上の工事

(2) 再生資源利用促進計画書(実施書)の作成対象工事

(以下のいずれかに該当する工事)

① 500 m³以上の建設発生土を搬出する工事

② アスファルト塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で 200t以上搬出する工事

③ 請負代金額100万円以上の工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付しなければならない。

なお、建設廃棄物の処分に当たり、排出事業者は処理業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付すること。また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付すること。

3 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づき、建設廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受けなければならない。(電子マニフェストは写しを提出すること。)

また、工事検査時に原本を提示すること。(電子マニフェストは写しを提出すること。)

(建設廃棄物の再資源化等)

第6条 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)に基づいて、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)の分別解体及び再資源化の実施について、適正な措置を講じなければならない。

2 受注者は、特定建設資材の分別解体の方法について記載した資料「分別解体等の計画書」等を作成し、発注者に説明するとともに施工計画書に添付しなければならない。

3 受注者は、建設リサイクル法第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する「法律第13条に基づく書面」を作成し、発注者に提出しなければならない。

なお、提出された書面は工事請負契約書に綴り込むものとする。

4 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項の規定による「再資源化報告書」を作成し発注者に報告しなければならない。

また、「特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録」を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法に定める「再生資源利用実施書」「再生資源利用促進実施書」を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

5 受注者は、工事の施工に当たって、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建

設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

（建設廃棄物）

第7条 前条に規定する建設廃棄物は、次のとおり分類する。

- (1) アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊
- (2) 塩化ビニル管・継手類
- (3) 混合廃棄物、建設汚泥等
- (4) 鋳鉄管等

（建設発生土の搬出）

第8条 受注者は、建設発生土の「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に添付するとともに建設現場に掲示しなければならない。

- 2 受注者は、建設発生土の有効利用に当たり、建設発生土の受入先との契約書等の写しを「再生資源利用促進計画書」に添付しなければならない。
- 3 受注者は、建設発生土の搬出が完了したときは、建設発生土の受入先の受入証明書等により、発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者は、建設発生土の最終搬出先の確認を行わなければならない。
- 5 受注者は、100m³以上の建設発生土を搬出する場合、関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会の規定する「建設発生土搬出のお知らせ」を、建設発生土を現場から搬出する前に、搬出先市区町村の建設発生土担当窓口あてに提出しなければならない。
川越市内の場合は、都市計画部開発指導課へ提出しなければならない。
- 6 受注者は、川越市内において建設発生土の堆積（高さが2メートルを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300平方メートルを超えるもの、又は土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超え、かつ高さが50センチメートルを超えるもの、に限る）をする場合、宅地造成及び特定盛土等規制法により、事前に川越市都市計画部開発指導課の許可を受けなければならない。
- 7 受注者は、川越市外において建設発生土を堆積する場合は、該当地域の担当機関の許可を受けなければならない。

（埋設物調査）

第9条 受注者は、施工区域に地下埋設物の存在が疑われるとき、地下埋設物の諸条件を十分調査した後でなければ工事に着手してはならない。また、試験掘等が必要な場合、監督員と協議しなければならない。

（その他埋設物との離隔）

第10条 受注者は、上下水道管を他の地下埋設物と交差、又は並行に近接して布設する場合、原則として30cm以上の離隔を保つようにしなければならない。また、これが困難な場合、監督員の指示に従わなければならない。

(埋設物等の移設・防護)

第11条 受注者は、施工上、やむを得ず地下埋設物その他工作物の移転、防護を必要とする場合、書類により発注者と協議しなければならない。また、施工費用の負担割合についても協議しなければならない。

(埋戻し材料)

第12条 受注者は、埋戻し材料として、設計図書で指定する適切な埋戻用砂等を使用しなければならない。

2 受注者は、前項の埋戻し材料等で使用する再生砂について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果(計量証明書)を監督員へ提出しなければならない。

なお、溶出試験は、「土壌の汚染に係る環境基準について」に定める試験方法とする。

(工事中の安全確保)

第13条 幅員4m以下の道路での工事は、原則、全面通行止めによる施工とする。この場合、交通誘導員を適切に配置し、道路使用許可条件を遵守しなければならない。

(発生残土、廃材処理等)

第14条 受注者は、工事に伴い発生した残土、廃材を原則、その日のうちに現場から搬出し、適切な最終処理を行った事を、監督員に報告しなければならない。

(現場発生品、支給材料等)

第15条 受注者は、現場発生品の処理、支給材料については、監督員と協議し、指示に従わなければならない。

(交通開放)

第16条 受注者は、原則として、掘削した箇所をその日のうちに埋戻さなければならない。

なお、埋戻し後、アスファルト舗装道路ではアスファルト舗装で、砂利舗装道路は敷砂利で仮復旧を行ない、安全を確認のうえ交通を開放しなければならない。

2 受注者は、やむを得ず埋戻さないで交通を開放する場合、発注者の承諾を得た上で、適切な安全措置を講じなければならない。

(仮復旧中の巡視)

第17条 受注者は、舗装仮復旧を行ってから本復旧を行うまでの間、常に現場を巡視し、路面を良好な状態に保たねばならない。

(本復旧)

第18条 川越市が管理者である道路の舗装本復旧は、仮復旧完了後 30 日以上経過してから行わなければならない。

2 川越市以外が管理者である道路の舗装本復旧は、当該道路管理者の指示に従わなければ

ならない。

（舗装切断時に生じる濁水）

第19条 アスファルト舗装版切断時に発生する濁水については、「川越市舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書」の定めるところによる。

（溶融スラグ入りアスファルト合材）

第20条 溶融スラグ入りアスファルト合材の使用にあたっては、「川越市溶融スラグ入りアスファルト合材使用に関する特記仕様書」の定めるところによる。

（測量）

第21条 受注者は、測量作業にあたり、関係法令を遵守して、常に基準点等を適切に管理しなければならない。また、特に定めのない場合は、埼玉県公共測量作業規程及び埼玉県測量作業共通仕様書に従い実施しなければならない。

（工事施工管理及び品質管理）

第22条 工事施工管理及び品質管理は、埼玉県土木工事实務要覧に規定する土木工事施工管理基準、品質管理基準を準用するものとし、特に定めのない事項については、監督員と協議の上行うものとする。

（完成図書）

第23条 受注者は、工事完成後直ちに、竣工図（出来形図）、工事写真、水道工事については工事日報、その他発注者が必要と認める書類を提出しなければならない。

（電子納品）

第24条 受注者は、竣工図について、紙媒体だけでなく、電子データに加工した電子媒体での納品に努めなければならない。

2 受注者は、電子納品にあたり、国土交通省の各電子納品要領、各基準、各電子納品等運用ガイドライン及び埼玉県電子納品運用ガイドラインに基づいて、実施しなければならない。

3 受注者は、提出方法について発注者と協議し、電子納品に際して、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。

（工事検査）

第25条 工事検査は、川越市工事検査規則に基づき行うものとする。

（環境保全）

第26条 受注者は、川越市が環境配慮に取り組んでいることを理解し、工事施工時等に環境に配慮するよう努めなければならない。

(着工前調整会議)

第27条 請負代金額 500 万円以上の工事については、川越市ワンデーレスポンス制度の対象工事として、着工前調整会議を監督員指示のもと行わなければならない。

2 発注者は、この会議において、川越市ワンデーレスポンス制度の主旨、実施要領について受注者に周知しなくてはならない。

(法定外の労災保険)

第28条 受注者は、通常付保する工事保険、火災保険以外に、請負工事に係る法定外の労災保険を付保しなければならない。

(その他)

第29条 この共通仕様書及び別に定める特記仕様書において定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

第 2 章 上水道編

(建設廃棄物)

第30条 受注者は、塩化ビニル管・継手協会のリサイクルシステムに従い、塩化ビニル管・継手を塩化ビニル管・継手協会リサイクル協力会社、委託契約を締結した中間処理会社、又は塩化ビニル管・継手のリサイクル手法が確立している処分業者に搬出しなければならない。

2 混合廃棄物とは、HIVP管、ポリエチレン管、止水栓筐(コンクリート製及びプラスチック製)、仕切弁筐丸台座、消火栓角丸変換ブロック等の廃棄物をいう。

なお、混合廃棄物の処分量は、原則として設計変更の対象としない。

3 受注者は、鋳鉄管等を再生資源として伊佐沼浄水場に搬出しなければならない。

(管材料・弁材料・栓材料)

第31条 受注者は、発注者の定める「水道使用器材承認一覧表」に掲げる管材料・弁材料・栓材料を使用しなければならない。

2 受注者は、前項の規定にない管材料・弁材料・栓材料を使用する場合、発注者の承認を受けなければならない。

(支給材料)

第32条 受注者は、工事において支給材料を使用するに当たり、監督員と協議し、指示に従わなければならない。

2 発注者が工事に必要な材料を支給する場所は、次のとおりとする。

川越市上下水道局 伊佐沼浄水場内(川越市大字伊佐沼 700 番地)

(配管技能者)

第33条 受注者は、発注者に配水管技能者登録証等(以下「資格証等」という。)の写しを添えた書面を提出して、予め承諾を得た配管技能者を配置しなければならない。

2 配管技能者は、公益社団法人 日本水道協会の配水管技能登録者又はこれと同等以上の技能を有し、工事に関し経験を有するものとする。

3 受注者は、口径φ500mm以上の配管について、公益社団法人 日本水道協会が交付する「配水管技能者登録証(大口径)」又は一般社団法人 日本ダクタイル鉄管協会が交付する「JPDA 継手接合研修会受講証(φ500 以上)」を有するものに配管を行わせなければならない。

4 配管技能者は、配管作業中、常に資格証等を携帯し、第2項又は前項に規定する者であることを確認できるようにすること。

(管据付)

第34条 受注者は、管の据付けに先立ち、管内部を十分に清掃し、水平器等により中心線及び高低を確定して、正確に据付けなければならない。

(管の吊込み)

第35条 受注者は、管の吊込みには布製のロープを使用しなければならない。やむを得ずチェーン、ワイヤー等を用いる場合は、管に接する部分を布、ナイロンスリング、ゴムチューブ等で被覆して、管に傷を付けないように細心の注意を払わなければならない。

(異形管防護)

第36条 受注者は、曲管、T字管、片落管、管栓帽等の異形管の布設に当り、設計図及び水道施設設計指針に従い、適切に異形管の防護を行わなければならない。

(通水)

第37条 受注者は、水道配水用ポリエチレン管を配管するに当り、エレクトロフュージョン接合(EF 接合)した後、30 分以上経過してから通水しなければならない。

(水圧試験)

第38条 受注者は、設計図書に継手の水密性を確認するよう記載があるとき、監督員と協議のうえ、配管終了後に管路の水圧試験を行わなければならない。なお、このとき、試験前及び試験後の立会いを発注者に求めなければならない。

2 水圧試験の判定条件は、次のとおりとする。

(1) ダクタイル鋳鉄管、鋼管、ステンレス鋼管の試験は、水圧を 0.74MPa まで加圧し、1時間放置後の水圧が 0.60MPa を下回らないこと。

放置後の水圧が 0.60MPa 未満の場合、受注者は漏水箇所を調査し、補修した後に再び水圧検査を行うこと。

(2) 水道配水用ポリエチレン管の試験は、水圧を 0.75MPa まで加圧し5分間放置後、水圧を0.75MPa まで再加圧し、すぐに0.50MPa まで減圧して1時間放置する。放置後

の水圧が0.40MPaを下回らないこと。

放置後の水圧が0.40MPa未満の場合、0.50Mpaまで減圧した状態から24時間放置し、放置後の水圧が0.30MPaを下回らないこと。

24時間放置後の水圧が0.30Mpa未満の場合、受注者は漏水箇所を調査し、補修した後に再び水圧試験を行うこと。

3 受注者は、水圧試験結果について、報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

(給水装置工事)

第39条 受注者は、給水装置の施工者について事前に資格証等の写しを添えた書面を提出し、承諾を得なければならない。

2 給水装置の施工者は、水道法第16条の2第1項の規定により水道事業者である川越市が指定する「川越市指定給水装置工事事業者」とする。

(人孔調整)

第40条 受注者は、人孔調整にあたり、施設維持管理者及び監督員と協議し、指示に従わなければならない。

2 川越市が所管する下水道施設の人孔調整に必要な材料の授受の担当は、次のとおりとする。

(1) 工事現場に搬入

上下水道局 下水道課 管路担当 (川越市大字的場 2646 番地 1)

(2) 工事現場から搬出

上下水道局 上下水道管理センター (川越市大字的場 2646 番地 1)

第3章 下水道編

(特定建設作業)

第41条 受注者は、工事が特定建設作業に該当する場合、関係法令の規定に基づき、特定建設作業届出書を提出しなければならない。

(地下水の水質)

第42条 観測井における地下水の水質分析を行う際は、事前に監督員と協議しなければならない。

(下水道工法別の仕様)

第43条 下水道工事の工法別仕様等については、各工事で別に定める特記仕様書による。

附則

この共通仕様書は、令和3年10月1日から施行する。

附則

この共通仕様書は、令和5年1月1日から施行する。

附則

この共通仕様書は、令和8年4月1日から施行する。

附則

この共通仕様書は、令和8年7月15日から施行する。